南相馬市発注の建設工事の入札に係る最低制限価格の見直しについて

ダンピング受注（その請負代金の額によっては、公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き等を招くことにより、その品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の健全な経営・発展を阻害するものであることから、防止する必要があります。

そこで、ダンピング受注の防止を図る観点から、総務省自治行政局長及び国土交通省土地・建設産業局長通知「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」による国の見直しを踏まえ、本市の最低制限価格を次のとおり見直します。

１　最低制限価格見直し後の内容

設定範囲	予定価格（入札書比較価格）の 75％～92％
算定式	直接工事費×97％ 共通仮設費×90％ 現場管理費×90％ 一般管理費等×55％　　の合計額

※　上記の算定式により算出された額（１千円未満の端数は切り捨てる。）に消費税額を加算した額を最低制限価格とする。ただし、上記の設定範囲を上回った（下回った）場合には、それぞれ設定範囲の上限（下限）値とする。

※　「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の各経費項目によらない工事については、上記の設定範囲内で適宜の割合とする。

２　対象となる建設工事

南相馬市財政課で行う一般競争入札及び指名競争入札に付するすべての建設工事を対象とします。

３　実施時期

令和元年８月以降の契約案件（８月入札分）から適用します。

４　最低制限価格の公表

最低制限価格については、これまで同様、非公表とします。

５　最低制限価格設定の有無

入札公告又は指名通知書に記載します。